

Title	司法省修補課 (明治十二、三年) 關係資料 : 明治法制史料雜纂 (三)
Sub Title	The materials of the rules department for legislation proposal in the Ministry of Justice (1879-1880)
Author	手塚, 豊 (Tezuka, Yutaka)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1961
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.34, No.5 (1961. 5) ,p.69- 104
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19610515-0069

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

司法省修補課 (明治十二、三年)

關係資料

明治法制史料雜纂 (三)

手塚 豊

司法省修補課は、明治十二、三年の頃、同省議政局内に設けられていた一分課であり、同課に配屬されて諸法律の「修補」議案の起草と討議に従事したのが修補委員である。かつて穂積陳重博士は、修補委員磯部四郎が刑事辯護制度を提案した事實を紹介された折、「明治十^(一)、二年の頃には、司法省に修補課なるものがあつて、大木司法卿の下に専ら法律の制定、法律問題の疑義裁定の事を掌つて居つた」と述べられたことがある。⁽¹⁾これ以外には、私の知る限りにおいて、修補課並びに修補委員の事蹟を傳えた文献はみあたらない。本稿は、法務圖書館藏「修補課各委員意見書類」にもとづき、その足跡の概要を紹介せんとするものである。

議政局は、明治十年一月の省内局課改正の際に新設された局で、

司法省修補課 (明治十二、三年) 關係資料

局長はなく、司法卿が直轄した。局内は、刑法課、民法課、刑法編纂課、民法編纂課の四課にわかれ、前の二課は、刑事または民事の伺いに對する指令の起案をそれぞれ司り、後の二課は、刑法または民法の草案編成をそれぞれ司つていた。⁽²⁾修補課は、十二年二月、この局内に追加新設されたものであり、その設置の達および事務の分掌は次の通りである。⁽³⁾

司法省達 十二年二月二十四日
各局課

議政局中修補課ヲ置キ其分掌別紙之通り相定候條此旨相達候事

別紙

省中局課分掌追加

修補課

一 卿ノ命ヲ受ケ諸法律及諸規則ニ關スル條件ニ於テ法理ヲ源ネ

事實ニ徴シ修補釐正スヘキ議案ノ草文ヲ討議起創ス

但檢事及民刑課ノ新法ヲ起草スルモノト牴觸スヘカラス

一 卿ノ命ヲ受ケ臨時諸文書ノ草案ヲ創ス

一 卿ノ命ヲ受ケ内訓文書ヲ創ス

但檢事及民刑課ノ内訓書ト牴觸スヘカラス

課長

一 課中ノ文書ヲ整頓スル事

一 屬員ノ事務ヲ配賦スル事

一 修補委員ノ議案ノ草文ヲ討議スル預備ヲナス事

一 修補ノ草案ニ就テハ委員タル事

副課長 課長ノ選
定ニ任ス

一 課長闕勤ノ時ハ課長ノ務ヲ行フ

但課長アル時ハ尋常擔任ノ事務ヲ行フ

修補委員

一 修補整正スル議案ノ草文ヲ討論起創ス

但論決ハ法理ト事實トニ稱フヲ旨トス

一 委員ヲ分テ常在不常在ノ二トナス

但常在ハ常ニ課中ニ在テ專ラ委員ノ務ヲ行フモノヲ云フ

不常在ハ常ニ他所ニアリテ其意見ヲ具陳シ文書ヲ以テ悉シ

難トスルモノハ課中ニ出頭陳言スルモノ也

一 常在不常在共ニ修補ニ就ヒテ意見アルモノハ其旨ヲ課長ニ申
出委員ヲ集會シテ討論スルコトヲ得

修補課新設の趣旨すなわちその任務は、次の通牒の中により、詳しく表現されている。⁽⁴⁾

司法省書記官ヨリ各裁判所長へ通牒 十二年二月 日缺

今般本省ニ修補課被設候主意ハ現行ノ規例中ニ於テ時勢ノ推遷
ニ因リ昔時之ヲ便トスルモ現今ニ至テハ不便トナレル條々モ有之
又ハ其推遷ニ從テ設ケサルヘカラサルノ件々モ不少就中御維新來
頒布ノ諸法律規則多クハ本省ノ起草奏請スル所ニ係ル而シテ其起
草實ニ創草ノ餘ヲ受ケ或ハ一弊ヲ矯ムルニ出テ或ハ一事ヲ拯フニ
成リ之カ終始ヲ慮リ之カ首尾ヲ一串セシムル能ハス況ヤ歐米諸州
法理ノ淵源ヲ究メ之ヲ民生上ニ施シテ必ス事情ニ適セシムルコト
ヲ揆ルニ至リテハ素ヨリ及ハサル所故ニ法ノ制スル處民ノ安スル
所ニ非ス而テ民ノ逃ル所法ノ及フ所ニ非ス於是猾人之ヲ假リ奇貨
トシ以テ其私ヲ逞シ小民ハ之ニ惑テ以テ不測ノ累ニ陥ル者擧テ不
可數ニ至ル長次官夙ニ之ヲ憂慮シ百万拯濟ノ術ヲ思惟シ其由來ス
ル所ロ畢竟法律ノ完全セサルニ出ヲ以テ銳意法律改正ノ事ニ著手
セラレ刑民法治罪法等ノ草案粗成ルト雖モ事多クハ歲月ニ不逮
在再既ニ一兩年ヲ過キ未タ其目的ノ處ニ不達去ラハ法律ノ金玉完
璧ヲ爲スハ亦幾多ノ時月ヲ要スヘキヲ被察本省議政局中該課ヲ設

ケ之ニ委員ヲ置キ先ツ現行ノ規例改修増補ノ儀起草ノ事別紙ノ通り分掌被定候然ルニ修補ノ事ハ之ヲ實際ニ徵スルニ非サレハ或ハ其宜キヲ得サル者アランコトヲ恐レ傍ヲ各地方裁判所長並ニ檢事等ヲ以テ委員ヲ兼ネ實際施行ノ便否ト備不備トヲ講究討論シ現行ノ諸規則ヲシテ之ヲ道理ニ源ネ之ヲ實際ニ適應セシメントノ儀ニ有之候是故ニ各官ハ全國諸裁判所ニ散在シ其應ノ事務ニ擔任シ其地ノ事情ニ洞通スルヲ以テ其實際ヨリ生スル意見ハ必ス事理ニ適應スヘキヲ以テ委員兼務ノ儀被命候ニ付此旨御領知相成其意見ハ文書ヲ以テ本課ヘ送附シ文書ヲ以テ盡シ難シトスルモノハ出頭陳言スヘキハ分掌第十條但書ノ通りニ有之候尤其出頭陳言スル者ハ一歳ニ一回或ハ兩回ト目途ヲ定メ置キ御出頭ノ節ハ先以テ本省へ御伺出可相成候且又本支區廳ヲ論セス各判事判事補ニ於テモ其意見ハ包藏ナク十分ニ陳述致サセ候様致シ度其差出セル意見書ハ委員即チ該廳ノ所長ニテ取纏メ篤ト査閱ノ上本課へ御送附可有之候右ノ趣諸裁判所委員へ拙官ヨリ及御通知候様長官ヨリ被命候ニ付修補課分掌相添此段及御通達候也

この通牒によつて明らかにならうに、修補課の使命は、當時の現行法令の不備、缺陷を修補することであつて、刑法、民法のような新法典を起草、編纂することとは全く無關係であつたのである。修補課設立當時は、あたかも「十一年民法草案」が一應完成し、その修

正作業が行われんとしていた時期にあたる。⁽⁵⁾ それがため、「修補委員」はその作業を行うための委員であつたとする見解も一部にはあるが、それは誤解といわねばならぬ。これまで、修補課並びに修補委員の事蹟がほとんど紹介されなかつたこと、また「修補」という名稱は新法典の草案の修正ともむすびつくこと、さらに十一年草案の起草者の一人であつた箕作麟祥がたまたま修補委員を兼ねたことなど、誤解を生ずる原因は、餘りにも揃いすぎたのである。

かくして發足した修補課には、前掲「局課分掌追加」の示すことく「常在」「不常在」の二種の委員が配屬された。常勤、非常勤の區別であろう。前掲「通牒」によると、全国各地の一裁判所長並ニ檢事⁽⁷⁾は修補委員を兼ねたようであるが、それらと大審院關係者から任命された者が「不常在」委員であり、省内から任命された者が「常在」委員であつたと思われる。これらの委員が提出する意見書の取扱について課内に「意見書概則」と稱する内規が作られたが、その内容はわからない。その内規を修正したものが「意見書並議案取扱ヒ概則」であり、それは四月二十一日、省内各委員に、次のことと通達された。⁽⁸⁾ 省外の委員に對してもおそらく同様の通達がなされたであらう。

去ル三月十一日付意見書概則及御通知置候處今般別紙之通御改定相成候條爲御心得更ニ及御通知候也

明治十二年四月二十一日

修補課長

鶴田大書記官殿

箕作大書記官殿

牟田口權大書記官殿

草野判事殿

意見書並議案取扱ヒ概則

- 一 委員修正増補ノ意見書ハ之ヲ起草シテ差出スベキ事
- 一 議案ハ修正増補トモ之ヲ要スル緣由ヲ論述シ其上申或ハ布告諭達等ヲ爲スベキ條件ハ其案文ヲ具備スベキ事
- 一 起草者必ス其草案ニ姓名ヲ署スベキ事
- 一 但屬官ニ執筆セシムル者ハ復執筆者ノ姓名ヲ記スベキ事
- 一 委員ヨリ差出ス議案ハ廻議案ヲ附シ常在委員及ヒ不常在委員在京ノ者へ廻達シテ可否ノ意見ヲ問フヘキ事
- 一 廻達ノ議案ニ同意者ハ可字ノ野内ニ捺印シ不同意者ハ否字ノ野内ニ捺印シ別紙ニ其不同意ノ理由ヲ詳記シ姓名ヲ署シ廻達ノ末ニ綴リ込ム可キ事
- 一 廻議ヲ經由シテ可否錯雜一定セザル者ハ集會面議シ章程第九條但書ニ據リ論決シ然ル後卿ノ裁ヲ仰クヘシト雖モ或ハ集會討論ヲ經スシテ卿ノ裁決ヲ仰クコトモアルヘシ

この「概則」によると、修補委員から寄せられる意見書は、廻議

案（後掲覆刻参照）の形式を採つて常在委員並びに在京不常在委員に回覽し、可否の意見を徴し、さらに集會討論に附す場合もあつたようである。そして結局は司法卿の決裁をうけたのである。なお、前掲修補課長の通知文の宛名によつて、發足當初の省内の委員すなわち常在委員が、鶴田皓（司法大書記官）他四名であつたことが推定できる。しかし、修補課長の氏名は明らかでない。明治十二年一月の「官員錄」によると、當時の司法省には書記官として（常在委員であつたと思われる鶴田、箕作、牟田口をのぞく）、青山貞、渡邊驥（以上大書記官）、高木秀臣、名村泰藏、黒川誠一郎（以上少書記官）、杉山孝敏、今村和郎（以上權少書記官）等が在職していた。この中の一人が修補課長であつたと思われる。

修補課は、その後約一年二カ月間つづいたが、翌十三年四月十六日、司法省内の局課改正に伴い、次の通り廢止された。

司法省達 十三年四月十六日
各局課

省中局課分掌中議法局ヲ廢シ更ニ左ノ二局ヲ置キ候條此旨相達候事

刑事局、民事局

司法省達 十三年四月十六日
丁第五號 大審院諸裁判所

今般本省中修補課ヲ廢シ候條此旨相達候事

司法省ヨリ元修補課へ達 十三年四月十六日

今般議法局ヲ廢シ候ニ就テハ其課事務刑事ニ關スルモノハ刑事局
へ民事ニ關スルモノハ民事局へ檢務ニ關スルモノハ檢事局へ夫々
協議引繼方可取計此旨相達候事

司法省ヨリ刑事局民事局檢事局へ達 十三年四月十六日

今般議法局ヲ廢シ候ニ就テハ元修補課事務引繼方別紙ノ通同課エ
相達候條協議受取方可取計此旨相達候事

修補課の設置と廢止の顛末は、以上に述べた通りであるが、同課
がその設立の趣旨に鑑みて、どのような實績をのこしたのか、そし
てまた課内の審議に参加した人々すなわち修補委員はどんな陣容で
あつたのか、前にも一言した「修補課各委員意見書類」は、それら
の點をある程度まで解明できる資料である。同書類は、第一卷が司
法省野紙一八三枚、第二卷が二〇四枚から成る寫本である（大部分
は十三行野紙、稀に八行野紙を使用している）。その與書によると、
兩卷共に「明治三十八年三月十三日裝綴」とあるが、その時に、従
來から保存されていた文書を綴つたのか、あるいは従來からの文書
を臺本にしてあたらしく複寫して製本したのか、どちらかは判明し
ない。どちらであつたにせよ、修補課から傳えられた原本ではな
く、複寫本であることは確實である。何故ならば、同書類の大部分
を成す廻議案の「捺印」が實物ではなく、朱筆（一部は墨）で捺印
の原型に模して手書されているからである。

司法省修補課（明治十二、三年）關係資料

さらに、その複寫のもとに使用された原本も、修補課における廻
議案の最終的原本ではない點を注意すべきである。そのように推定
される理由は次の通りである。

(一) 本書類中の各意見書廻議案の最初の表紙には、聊輔、委員が
可否の捺印をする欄のある表紙（後掲覆刻・例えは第八十一）以下、これ
^{（一）}を使用したものと、委員だけが可否の捺印をする欄のある
表紙（後掲覆刻・例えは第四十一）以下、これを^{（二）}使用したものとがあ
る。後者の場合はしばらくおき、前者の場合にも聊輔の捺印が
存在するものは全く見當らない。廻議案の最終的原本ならば、
當然に聊輔の捺印が存在する筈である。

(二) 前掲の穗積博士の論考には、第六十八號議案「刑事代言人ヲ
許スノ議」の廻議案の最初のページの寫眞が挿入されている。
これは甲表紙が使用され、聊輔の否の欄に、大木（司法卿）、
山田（司法大輔）の捺印があり、委員の否の欄に、鶴田、草野、
岡本、犬塚、清浦、池田、牟田口および他に一つ氏名不明の印、
可の欄に、箕作、山脇の印が捺されている。ところが、本書類
の第六十八號議案の表紙は乙表紙が使用され、委員の否の欄に
鶴田、草野の捺印があるにすぎない。^{（三）}この相違は、穗積博士の
紹介されたものこそ、廻議案の最終的原本そのものであり、^{（四）}捺
印が全て實物であるから複寫本ではない、本書類はそうでな

い事實を明示している。

本書類の廻議案が、最終的原本でないとするならば、そうした文書が作られた経緯は何か。私はその事情を次のように考える。

前掲「意見書並議案取扱概則」によると、委員から提出された意見書は、常在委員および在京不常在委員に廻覽して賛否を問ひ、そして集會討議を経て（これは省略する場合もあるが）司法卿の決裁を仰ぐ順序になっていた。この廻覽を行う場合、一通の廻議案だけを作つて全委員の間を逐次廻覽するというのではなく、同一の廻議案數通を作り、一人乃至數人の委員を對象に、同時に廻覽が行われたのではないかと思われる⁽¹⁵⁾。前述した乙表紙は、そうした廻議案の表紙として作られたものであらう。それに卿輔の捺印欄を缺くのは、委員のみを對象にした廻議案用だからである。各委員が可否の欄に捺印した廻議案（各委員の賛否意見書が附されて）が全て修補課に回收されるや、今度は前述の甲表紙を附した正式の廻議案が作られ（これは一通）改めて各委員の捺印をもとめ、司法卿の決裁をうけたものと思われる（穂積博士の紹介された寫眞は、第六十八號議案に關するこの廻議案である）。集會討議が行われた場合には、おそらくその席上で、そうした正式の最終的廻議案が作られたのであらう。ところで、本書類の各廻議案の表紙をみるに、四月、五月頃のそれは全て乙表紙が使用されているが、六月からは甲乙兩用紙が

併用され、七月以降はただ一通（八月の第九十八號議案の分）のぞき全て甲表紙のみが用いられている（後掲議事一覽表参照）。これは最初の頃は、表紙の使い分けが嚴格に行われていたが、六月以降はそれが亂れて、乙表紙を使うべき場合にも甲表紙を使用するようになり、遂にそれが一般化したものと考えられる。

このような私の推定が正しいとするならば、本書類の廻議案類は、各議案について數通ずつ存在した委員用の廻議案を、議案毎に適宜一通ずつ集めたものとみることができるといえる。例えば、第六十八號議案「刑事代言人ヲ許スノ議」については、鶴田、草野兩委員にのみ廻覽されたものが、たまたま收録されたのである。本書類の全ての廻議案に、卿輔の捺印を缺く理由、さらに委員の捺印も多いものから極めて少ないものまで様々である理由は、以上の説明によつて自ら明らかであらう。

「修補課各委員意見書類」にみられる廻議案は、以上に述べたように、修補課の最終的廻議案ではない。しかも、複寫本である。しかし、穂積博士が紹介された正式廻議案の行方がわからない今日としては、修補課關係の唯一の殘存資料と思われる。これによつて修補課で審議された意見書の約七割程度のものが判明し、またそれに寄せられた各委員の見解も過半のものが明らかになる。それは、單に修補課並びに修補委員の活動の跡を知るのみならず、當時の裁判

實務に従事していた人々が、法律上の問題点として何を考え、また、紙数の關係から、その全部を覆刻紹介することはできないので、た、そうした問題点をいかに解決せんとしたかを知らうる貴重な資料といわねばならない。まず意見書の一覽表を作成して次に表示しよう。

- 前註(a)「修補課各委員意見書類」は、第一卷第二卷共に、大部分が意見書議案の廻議案であり、極く少量の附屬文書をふくむ。例え
- (b) ば前掲の「意見書並議案取扱と概則」あるいは可決された意見書にもとづく太政官への上申案などである。
- (c) (b) 第一卷の冒頭には、加藤判事の「郡區裁判所改置ノ議」、「控訴期限間詐僞豫防ノ意見」(起草者の名を缺くが、後ちの受第二號意見書と内容はほとんど同じ)、鶴田大書記官の上告法の意見書(原文題名なし)、訴答文例一部改正意見書(起草者不明、題名もなし)などが綴り込まれている。これらは廻議案の形式になつていないので、一覽表には省略した。
- (d) (c) 番號欄の甲、乙は、前に述べた甲表紙、乙表紙を示す。番號の「受」と「發」の區別は不明である。
- (e) (d) 議案番號はかならずしも年月日の順ではない。また、議案の配列が番號順ではないが、そのままの順序で表示した。
- (f) (e) (e) を附した題名は、題名を缺く意見書に、筆者が適宜名稱をつけたものである。「不明」は、判讀困難の印鑑を示す。

番 號	年 月 日	修 補 意 見 書 題 名	起 草 者	贊の欄の捺印	否の欄の捺印	意見書添附者
乙 二 號	一二年 五月二二日	連帶ノ義務者ニ對スル訴訟建議	石 井	鶴田、草野	清浦	清浦
受 乙 二 號	四月二八日	控訴期限間詐僞豫防ノ意見	磯 部	池田、大塚、喜多、草野、山脇		箕作、清浦、山脇
發 甲 三 〇 號	七月三〇日	賭博犯裁判速決法議案	和田八之進	鶴田	草野	
發 乙 三 六 號	五月二〇日	控訴院ヲ増置シ控訴期限ヲ短縮シ並ニ地方裁判所及區裁判所へ終決ノ權ヲ附與スヘキ儀ニ付上申案 附・松本裁判所長判事加藤祖一「地方裁判所ニ終審權限ヲ與フルノ建議」(十二年五月八日)	兒 島		鶴田、草野	

發乙 四三號	五月二八日	明治五年壬申九月本省第十四號御布達訴訟 入費償却假規則中證人並引合人手當ノ項及 ヒ明治五年壬申十一月本省第三十壹號御達 改正訴訟入費償却假規則定限第二條證人並 引合人手當ノ項ノ但書ヲ改修ノ意見書	提	鶴田、草野	鶴田、草野	池田、清浦、 草野、磯部、 山脇、丹羽、 箕作
發乙 四八號	五月二八日	民事差添人ノ入費ハ其本人ニ於テ擔當スヘ キ義ニ付修正ノ儀	土 師	鶴田、草野		
發乙 四七號	五月二九日	（糺問判事職務假規則一部修正ノ儀）	伴	草野、池田、 磯部、犬塚、 山脇	箕作、丹羽、 山脇、磯部、 丹羽	犬塚、磯部、 山脇、丹羽、 草野
發乙 四六號	六月三日	無力者ノ罰金科料ヲ禁獄ニ換フル義	土 師	磯部、鶴田、 岡本、草野	清浦、山脇	清浦、岡本、 磯部、山脇
發乙 四五號	六月二日	明治九年二月本省甲第一號布達第一條修正 之議	中 川	草野、岡本、 山脇、丹羽、 喜多	池田、犬塚	岡本、山脇、 丹羽、池田、 犬塚
發甲 四四號	七月一七日	改定律例犯罪存留養親條例修正刪除ノ議	土 師 經 典		山脇、草野	山脇
發乙 四二號	五月二二日	本年二月本省丙第一號達修正ノ議	中 川	磯部、岡本、 山脇、牟田口、 堤	池田、喜多、 犬塚、清浦、 鶴田、草野	池田、喜多、 磯部、清浦、 岡本、磯部
發乙 三九號	五月一二日	重典賣田宅律修正ノ議	加 藤	丹羽	草野、岡本、 磯部	草野、磯部、 丹羽
發乙 三八號	五月一四日	諸規則ヲ犯シ罰金科料ニ處セラレ無力納完 スル能ハサル者ヲ拘留ニ換ニルノ議ニ付上 申案	兒 島	不明、浦、喜 多、丹羽、山 脇、草野	牟田口、磯部、 犬塚、岡本、 中川、箕作、 池田、鶴田	浦、清浦、牟 田口、岡本、 山脇、丹羽、 磯部
發乙 三七號	五月一五日	身代限諸規則改正增補ノ上申案	兒 島	鶴田、草野	鶴田、草野	池田、清浦、 草野

發甲 五九號	發甲 五八號	發甲 五五號	發甲 五四號	發甲 五三號	發甲 五二號	發乙 五〇號	發乙 四九號
七月四日	六月三〇日	六月二七日	八月七日	八月二日	七月三一日	五月三一日	六月二四日
讓渡證書修正議案	北海道產物出港稅則中修正議按	滯獄罪囚減役例圖内滯獄日數ヲ拘留ノ日ヨリ入監三十日ヲ除クノ外本刑内ニ算入スルニ修正セラレンコトヲ要スル意見書	明治九年二月本省甲第一號布達但書ヲ删除セラレ更ニ民事代人規則ヲ設ラレ度意見書	新律綱領御頒布以前賭博竊盜等ノ罪ニテ受ケン刑ハ犯數ニ算入セサルヲ穩當トスルノ意見書	地方裁判所ニ於テ懲役終身以上ノ犯罪ト見込擬律按ヲ具ヘ上等裁判所ニ差出ストキハ宣告案ヲモ副フヘキ義ヲ御達ニ相成度意見書	證據金ノ償ニ付上申案	身代限及ヒ糶賣ニ係ル件ハ勿論其他權限ヲ定メ各裁判所ニ終審裁判ノ權ヲ與ヘ控訴ヲ許サル、ノ議
井上好武	井上好武	鎌田景弼	鎌田景弼	鎌田景弼	鎌田景弼	岡本	土師經典
鶴田、池田、草野	池田、喜多、鶴田、草野	喜多、草野		喜多	鶴田、草野	池田、草野、磯部、喜多、鶴田	鶴田、岡本、箕作、草野
	箕作、牟田口	鶴田、山脇、牟田口	鶴田、箕作、牟田口	山脇、草野、池田			
草野	箕作	山脇、草野	箕作、鶴田	山脇		池田、磯部	岡本、箕作

發乙 六九號	發乙 六八號	發甲 六七號	發甲 六六號	發甲 六五號	發甲 六四號	發乙 六二號	發甲 六一號	發甲 六〇號	發甲 五七號
六月三〇日	六月二七日	六月三〇日	六月二七日	七月四日	六月一七日	六月一三日	八月二六日	八月二二日	八月一九日
關毆律凡關毆手足ヲ以テ人ヲ毆テ傷ヲ成サ ル者ノ一項刪除ノ議	刑事代言人ヲ許スノ議	地方裁判所章程中改正ノ儀	舊記簿冊ヲ保存スルノ儀	二罪俱發律及閏刑律增補ノ儀	隱居後借財ノ處分ニ付各裁判所へ御内訓ノ 議	養子戸主トナリシ後離別セラル、際其相續 人ニ關スル條件	事主盜犯ヲ捕得シテ私縱私和スル者ヲ不問 ニ置クノ議	檢事ヨリ糾問判事へ下調ヲ請フ手順ノ如何 ニ因リ官民ノ不便ヲ來タスヲ以テ司法警察 假規則第二十二條增加ノ議	誣輕爲重收贖例圖ヲ廢シ誣告條例增加ノ議
土師經典	磯部四郎	松岡康毅	松岡康毅	浦春暉	浦春暉	土師經典	土師經典	土師經典	土師經典
喜多、箕作		喜多、 箕作、 草野、	鶴田、 犬塚、 草野、 箕作、	清浦、 草野、 鶴田、		鶴田			
鶴田	鶴田、草野	山脇、清浦、 池田、鶴田、 牟田口		山脇、箕作、 池田、草野、 鶴田、牟田口	山脇			喜多、草野、 池田、牟田口	犬塚、喜多、 草野、牟田口
鶴田	鶴田、草野	山脇、清浦、 牟田口、池田、 箕作、草野	犬塚	山脇、箕作、 池田	山脇			喜多、池田	犬塚、喜多、 牟田口

發甲 七〇號	六月三〇日	改定律例中左ノ條例ヲ増加シ(謀殺官吏條例、殿官吏條例、罵官吏條例―手塚註)第百六十六條第百六十七條及ヒ第二百十七條第二百十八條第百三十五條第百三十六條ヲ刪除	土師 經典			鶴田、草野	草野
發甲 七一號	九月三日	裁許用並訴訟用罫紙ノ種類改正ノ儀	土師 經典	喜多、山脇、池田、鶴田	牟田口		
發甲 七二號	九月三日	盜賊窩主條例増加ノ儀	土師 經典		池田、岡本、喜多、草野、牟田口	草野、池田、喜多、岡本	
發甲 七三號	六月三〇日	買戻契約之儀	浦 春 暉	清浦、喜多、犬塚	鶴田、池田、草野、牟田口	池田、箕作	
發甲 七四號	七月一二日	質入書入ノ權ヲ有スル者負債者身代限ノ節訴出サル時處分方ノ議	石井 忠 恭	池田			
發甲 七五號	七月一四日	書入質ト成タル建物ヲ買入タル者ノ義務ニ付建議	石井 忠 恭		池田、鶴田	池田	
發甲 七六號	七月一五日	明治六年第十八號布告地所質入書入規則中地所賣買讓渡規則ヲ増補スルノ意見書	山田 信 道	鶴田、箕作、山脇、草野、池田			
發甲 七七號	七月一五日	地所質入書入規則中地所買戻ノ規則ヲ増補スル意見	山田 信 道		箕作、山脇、池田	箕作、山脇	
發甲 七八號	一〇月一三日	出訴前後負債者失踪スルノ區別ニ依リ定期間訴訟ヲ停止スルノ法規ヲ廢シ更ニ失踪及	山田 信 道		箕作、草野、牟田口	箕作、草野、山脇、牟田口	

發甲 九四號	發甲 九三號	發甲 九二號	發甲 九一號	發甲 八九號	發甲 八八號	發甲 八六號	發甲 八二號	
九月一九日	九月一六日	九月一三日	九月一日	十一月一日	一〇月三十一日	一〇月二十九日	一〇月二十五日	
（明治六年一月十三日第十號布告增補ノ儀）	（明治九年四月本省達第四十八號司法警察 假規則增補ノ儀）	（明治五年六月十八日第百八十二號布告修 正意見）	（明治十年一月二十九日第十二號布告修正 意見）	身代限財産隠匿ノ者ヲ豫防スヘキ意見書	輕罪現行犯即決法意見書	舊刑彙示ニ處ス可キ罪犯ニ減等ヲ與ヘサル 儀	裁判官ニ於テ輕罪犯ヲ假釋ス可キ議案	ヒ管財法ヲ設ケ度意見
中島錫胤	中島錫胤	中島錫胤	中島錫胤	橋口兼三	橋口兼三	橋口兼三	橋口兼三	
草野	池田、草野	喜多、草野		草野	山脇	池田	箕作、牟田口	
			草野		鶴田、草野、 牟田口	鶴田、箕作、 草野、牟田口	瀧、丹羽、磯部、 草野、池田、 鶴田、	
堤、兒島、清浦、 大塚、山脇、 河、丹羽、關	堤、兒島、清浦、 磯部、大塚、 河、山脇、岡本		草野	山脇、鶴田、 箕作、兒島、 關、喜多、關	山脇、草野、 鶴田	鶴田、箕作、 草野、牟田口	瀧、丹羽、清浦、 磯部、草野、 池田、	

發甲 九五號	九月二六日	(明治七年九月二十二日日本省第二十六號布達修正ノ儀)	中島錫胤	清浦、池田、草野、喜多	牟田口、堤、山脇、兒島、關田、箕作	池田、山脇、兒島、關田、堤
發甲 九六號	一〇月一日	官吏犯私罪條例增補之儀ニ付建議	山田信道	清浦、池田、喜多	山脇、箕作、牟田口、草野	山脇、箕作、丹羽、草野、岡本
發甲 九七號	一〇月二日	行刑届改正ノ儀ニ付建議	山田信道	箕作	草野、池田、牟田口	池田、山脇、堤、關、兒島、丹羽
發乙 九八號	八月一二日	諸罰則中違反者ヲ告發スル者賞譽ノ條削除ノ議案	渡邊	草野	清浦、箕作、池田、草野、牟田口	草野
發甲 一〇〇號	九月一二日	明治九年太政官第九十九號布告修正議案	寺島直		清浦、箕作、池田、草野、牟田口	清浦、池田、箕作、草野
發甲 一〇一號	一〇月一四日	各人民ヨリ使府縣以下ニ對スル訴訟ハ地方裁判所ニ於テ受理スヘキノ議	井上好武	清浦、兒島、牟田口、關、丹羽、鶴田	山脇、大塚、池田、草野、箕作、磯部	大塚、池田、草野、牟田口、關、箕作、磯部、山脇
發甲 一〇七號	十一月七日	大審院上等及地方裁判所各職制增加ノ議案	丹羽龍之助	磯部、草野、鶴田	山脇、喜多	磯部、喜多、山脇、箕作
發甲 一一〇號	十一月二日	吟味願ノ習慣ヲ廢スヘキノ議案	岡本豐章	丹羽、草野		磯部、箕作、池田、牟田口、山脇
發甲 一一一號	十二月二日	明治十年二月十九日第十九號布告控訴上告手續第二十一條二條改正ノ議案	兒島惟謙	松田、草野、磯部、喜多、池田	牟田口、山脇	磯部
發甲 七九號	十二月二日	告訴吟味願ノ代人並附添人等罪又ハ告上不實ニ依リ受斷ノ者訟庭ニ出ルヲ禁止セラ ルノ議案	橋口兼三	喜多、草野	牟田口、磯部	

發甲 八一號	一二月二三日	輕罪犯ハ責付ノ上公訴ス可キ議案	橋口兼三	草野		草野
發甲 一〇四號	一三年 一月一二日	負債者失踪ノトキハ三十六ヶ月ヲ俟テ處分 スルノ規則ヲ改脩スヘキノ議	河口定義	池田	箕作、喜多、 草野	箕作、喜多、 草野
發甲 八三號	一月二一日	改正強盜律內人ヲ傷シ折傷以上ニ至ル者ハ 死刑ニ處セラル可キノ意見書	橋口兼三		草野	草野
發甲 八四號	一月二六日	別段ノ事故アル所有ノ權利區域ノ儀ニ付意 見書	橋口兼三	喜多	草野	山脇、草野
發甲 八五號	二月九日	民事上原因不明ノ證書ヲ以テ預金證券ノ儀 ニ付意見書	橋口兼三	箕作、草野、 牟田口	箕作、草野、 牟田口	箕作、草野、 牟田口
發甲 八〇號	一二年 二月一五日	自首律ヲ廢スルノ議案	橋口兼三		松田、磯部、 草野、池田、 喜多、關、堤、 箕作、丹羽、 加納	兒島、箕作、 喜多、關、堤、 丹羽、磯部、 池田、松田、 草野
發甲 八七號	一三年 一月二九日	演說條例御創定ノ議ニ付意見書	橋口兼三	牟田口、喜多	山脇、草野	山脇、草野
發甲 一〇三號	一月一四日	身代限處分ヲ受シ者他へ金穀貸附證文取扱 規則ヲ改脩スルノ議	河口定義	牟田口、草野、 堤、箕作、喜 多、關、池田	牟田口	牟田口
發甲 九〇號	三月二二日	律文何御指令ノ必要ナルハ修撰シテ單行附 例トナスノ意見	橋口兼三	喜多	早川、堤、草 野	早川、堤、草 野
發甲 一〇二號	三月二四日	明治七年第八十一號布告證券印稅規則第二 則第二條へ但書増補議案	井上好武	池田、加納、 草野	牟田口	

石井忠恭	京都裁判所長
磯部四郎	司法省検事局判事—司法權少書記官 <small>(轉任日)</small>
和田八之進	長崎上等裁判所檢事—東京上等裁判所檢事 <small>(轉任日)</small>
兒島惟謙	名古屋裁判所長—大審院判事 <small>(十二年)</small>
加藤(祖一)	松本裁判所長
中川(忠純)	宮城上等裁判所檢事
土師經典	仙臺裁判所長
伴(正臣)	松山裁判所長
堤(正巳)	新潟裁判所長—大審院判事 <small>(十二年)</small>
岡本豊章	大審院檢事—大審院判事—大審院檢事 <small>(轉任日)</small>
鎌田景弼	高知裁判所長
井上好武	函館裁判所長
浦 春暉	弘前裁判所長
松岡康毅	神戸裁判所長
山田信道	水戸裁判所長
橋口兼三	大阪上等裁判所檢事
中島錫胤	静岡裁判所長
渡邊(誠)	司法大書記官—勅任檢事 <small>(十三年)</small>
寺島 直	熊本裁判所長
丹羽龍之助	司法省御用掛
河口定義	松江裁判所長

司法省修補課 (明治十二、三年) 關係資料

各意見書起草者の現職を、「顯要職務補任録」、「司法沿革誌」、明治十二年一月「官員録」、同年七月「官員録」、十三年九月「官員録」等を利用して推測すると、上の通りである。

後註 (a) 起草者として姓だけしか書かれていないもの、または姓のみの印鑑が捺されているものについては、名を推定した。() を附したものがそれである。

(b) 前述したごとく、各裁判所の所長と檢事はすべて不常在委員であつた。名古屋裁判所長兒島惟謙、新潟裁判所長堤正巳、仙臺裁判所長土師經典等の修補委員就任日は十二年三月一日であり(各官歴書に據る。安齋保「大津事件に就て」、思想研究資料特輯第六五號・八四三頁、九三二頁、九四〇頁)、神戸裁判所長松岡康毅も同様である(「松岡康毅先生傳」年譜六頁)。他の裁判所長、檢事についても、おそらく同日附を以て一齊に發令されたものであらう。それは修補課が發足してから、一週間後である。因みに沼波瓊音「護法の神、兒島惟謙」所載の兒島年譜には、「十一年六月七日、修補委員被仰付候事」とあり(二八七頁)、また原田光三郎「兒島惟謙傳」にも同様の記事があるが(昭和三十六年版、年譜一一頁)、これらは明らかな誤記である。なお、その後、十二年三月六日に三好退藏が横濱裁判所長に任命せらるるや、同日附を以て修補委員を命ぜられ(前掲思想研究資料・九二五頁)、また同年四月二十五日、名古屋裁判所長に就任した薄井龍之が同日二十八日附を以

て修補委員を命ぜられた（内閣文庫蔵「山梨縣史料」第三五冊・官員履歷）ことから判断するに、あらたに裁判所の所長または検事に就任した者は、同時に修補委員に任命される例になつていたと思われる。

なお、前掲の者以外で、各地の裁判所所長または検事として、委員に任命されたと思われる者に、西成度（東京上
等裁判所長）、杉本芳熙（同上検事）、小畑美稻（大阪上等
裁判所長心得）、岡内重俊（長崎上等裁判所長心得）、野田
碩容（同上検事）、坂本政均（宮城上等裁判所長心得）、山
根秀介（京都裁判所検事）、清岡公張（大阪裁判所長）、高
木勤（新潟裁判所長、十二年六月以降）、瀧彌太郎（長崎裁
判所長）、増田長雄（熊谷裁判所長、十二年四月以降）、荒
木博臣（福島裁判所長）、櫻井直養（金澤裁判所長）、中澤
重業（名古屋裁判所長、十二年十二月以降）、鳥居斷三（廣
島裁判所長）、久保秀景（鹿児島裁判所長）等がある。

(c) 兒島惟謙は、その官歴書によると、十二年五月二十九
日に大審院判事へ轉任と同時に修補委員を解かれていた
（前掲思想研究資料・八四三頁）。ところが、前掲一覽表
の示すごとく、九月以降の議案討議に参加している。大審
院判事として再度、委員に任命されたのであろうか。

次に、各廻議案の可否の欄の捺印者、すなわち常在委員並びに在京
非常委員の現職を推定すれば下の通りである。推定に利用した
資料は、起草者の場合と同様である。

鶴	田（皓）	司法大書記官—勅任検事（十三年）— 検事局長（十三年）
草	野（允素）	司法省検事局判事—司法少書記官（轉任日）
清	浦（奎吾）	司法省検事局検事—司法權少書記官（十二年）
池	田（彌一）	東京裁判所長
大	塚（盛魏）	東京裁判所検事
大	塚（重遠）	東京上等裁判所判事
犬	脇（玄）	司法省御用掛
山	脇（玄）	司法省御用掛
箕	作（麟祥）	司法大書記官—太政官大書記官（十三年）
牟	田（通照）	司法權大書記官
武者	小路（實世）	東京裁判所御用掛
喜	多（千願）	司法省検事局検事—大審院検事（轉任日）
關	（新平）	熊谷裁判所長—大審院判事（五月）
關	（義臣）	東京裁判所判事—大審院判事（四月）
加	納（謙）	大審院検事
早	川（勇）	司法省御用掛
松	田（道夫）	京都裁判所判事—大審院判事（轉任日）
瀧	（彌太郎）	長崎裁判所長

どちらかである

どちらかである

後註 (a) 起草者の中にある者は省略した。

(b) 捺印からは姓だけしか判明しないので、筆者において名を補った。(c) の中がそれである。

(c) 在京司法官(奏任官以上)で大塚姓は二人いる。各裁判所の首席の検事はかならず委員であつたこと、および第三十八號議案および第四十二號議案などに附された意見書には「大塚検事」と書かれていることからみるに、委員であつたのは、大塚重遠(判事)ではなく大塚盛巍(検事)であつたと思われる。

(d) 關姓もまた二人いる。關義臣(大審院判事)の詳しい官歴書は、「故男爵關義臣第一號履歷撮要並冤獄記事」(大正十二年)に掲載されているが、十二、三年の條に修補委員に任せられた記事はない(履歷書三頁)。とすれば、關新平(大審院判事)が委員であつた公算が大きい。しかし確證はない。「百官履歷」(日本史籍協會本)所載の彼の履歷書には、修補委員に任せられた記事を缺くが(下巻・三四一頁)、この履歷書は斷片的であつて信をおきえない。

(e) 瀧長崎裁判所長が、十月二十五日發第八十二號議案に参加しているのは、當時、彼が在京中であつたものと推定される。

(f) 省内の常在委員で、就任日の確實に判明するのは、箕作麟祥の十二年三月六日だけである(大槻文彦「箕作麟祥君傳」・年譜八頁)。

司法省修補課(明治十二、三年)關係資料

修補課で討議の對象になつた意見書の概況、およびその討議に参加した修補委員の大體の陣容は、以上に述べた通りである。意見書は司法卿の決裁をうけて終局的に採否が定められたが、殘念ながらその狀況はほとんど判明しない。しかし、第五十二號議案一地方裁判所ニ於テ懲役終身以上ノ犯罪ト見込擬律按ヲ具ヘ上等裁判所ニ差出ストキハ宣告案ヲモ副フヘキ義ヲ御達ニ相成度意見書」が、明治十二年十二月四日司法省達丙第十五號として、第九十八號議案「諸罰則中違反者ヲ告發スル者賞譽ノ條削除ノ議案」の一部が、明治十三年二月二十日司法省達丙第一號としてそれぞれ實施されたこと、また第五十三號議案「新律綱領頒布以前賭博竊盜等ノ罪ニテ受ケシ刑ハ犯數ニ算入セサルヲ穩當トスルノ意見書」および第六十一號議案「事主盜犯ヲ捕得シテ私縱私和スル者ヲ不問ニ置クノ議」などが司法省から上申されたにも拘らず太政官によつて却下されたこと(17)と、さらに第四十六號議案「無力者ノ罰金科料ヲ禁獄ニ換フル義」が司法省から上申されたことなどからみて、すくなくともこれらの議案は修補課においては採擇されたものと思われる。

最後に、議案の中、法制史的にみて重要と思われるもの九つを選んで、廻議案並びにその附屬文書を覆刻、紹介したい。

(1) 穂積陳重「刑事辯護制の首唱者」・「法窓夜話」(昭和十一年版)・九八頁。この説明は、修補課の任務を正しく傳えてい

ない。

(2) 明治十年一月十二日司法省達・「法規分類大全」官職門官制・司法省(一)・三二七頁以下。なお、刑民法兩編纂課は、同年五月二十一日司法省達を以て刑法編纂掛、民法編纂掛と改稱された(前掲分類大全・三二八頁)。因みに兩課(掛)は、明治十五年刑法ならびにいわゆる「明治十一年民法草案」の編纂をそれぞれ分掌したのである。

(3) 前掲分類大全・三二九―三三〇頁。

(4) 前掲書・三三〇―三三一頁。

(5) 拙稿「明治十一年民法草案編纂前後の一考察」・「瀧川政次郎博士還暦祝賀論文集」日本史編・八五三頁以下。

(6) 石井良助「明治十一年民法草案」(一)、「圖說明治民法制定史」・法律時報第三〇卷六號・六八頁。この石井博士の説に對していち早く疑問を表明したものに、向井健「石井良助『明治十一年民法草案』書評」(「法制史研究」10・二八七頁)がある。

(7) 當時、検事が配置された裁判所は、大審院、各上等裁判所、東京、京都の二裁判所である。上席の検事一人が裁判所長と共に、修補委員を兼ねたのであろう。大審院の場合は、院長、検事長ではなく、若干の判事と検事が修補委員を兼ねたように思われる。

(8) 「修補課各委員意見書類」第一巻に綴り込まれた文書による。原本は司法省十三行野紙二枚の寫本である。

(9) 本文に引用した修補課「分掌」の規定によると、課長もまた委員の資格を有している。したがって課長も議案可否の議に

参加した筈である。ところが、本稿に利用した修補課關係文書には、青山、高木、名村、黒川、杉山、今村等は――捺印の中に氏名の判讀困難なものががあるので必ずしも確實ではないが――その議に参加した形跡がない。わずかに渡邊だけが、發第九十八號議案の起草者であつたと推定される(前掲の議案一覽表参照)。とすれば、渡邊が課長であつたかも知れない。彼が課長であつたとしても十三年二月二十八日(勅任検事に轉)までであり、後任者はわからない。

(10) 舊司法省人事課に保管されていた明治以降司法省關係者の官歴書は、戦災のために消失した。それがため、修補課長のみならず修補委員の人名、任免年月日も特別な資料の存する場合以外は確認できないのは差に残念である。

(11) 前掲分類大全・三三一―三三二頁。

(12) この原本の所在はわからない。舊修補課關係者の私藏文書を、明治三十八年に複寫して司法省内に保存したのか、あるいは舊修補課關係者が私藏していた複寫文書が同年に司法省に寄贈されたのか、どちらかであらう。

(13) 議案に添附された意見書も、穂積博士は數通あつたようにいわれているか(穂積前掲書・一〇〇頁以下参照)、本書類には鶴田、草野の二意見書しか添附されていない。

(14) 穂積博士は、その寫眞の説明に「刑法局『決議録』」と記されている(前掲書・九八頁の次の寫眞参照)。修補課はその廢止後、刑事に關する事務を刑事局に引きついで(十三年四月十六日司法省達)。刑事局は、司法省第四局(十四年十一月二十

八日設)、司法省刑罰局(十七年七月十六日設)へと發展した。それがため、修補課の文書が刑罰局の書類中に混入したものと
思われる。しかし、刑罰局「決議録」なる文書は、現在の法務
省には所蔵されていないようである。

(15) 委員が議案をみて意見書を添えるには若干の日時を要する
から、一通の廻議案を廻すよりは、數通のものを別に廻覽する
方がはるかに時間の經濟になつたであらう。

(16) 本書類の最後の議案は、十三年三月二十四日發第一〇二號
である。修補課の廢止が四月十六日であつたことからみると、
それは實際に最終のものか、あるいはそれに近いものであつた
らう。ところが、本書類廻議案の實數は六十九である。約七割
程度のものが収録されているとみていい。

(17) 「修補課各委員意見書類」第二卷に綴り込まれている附屬
文書に據る。

前註(1) ゴヂは朱筆の文字を、○は朱印を示し、(不明)

とあるは、判讀困難の印を示す。

(2) 傍線の部分は抹消を示し、□は缺損のため不明の部
分を示す。

(3) 議案は番號順に配列した。

司法省修補課(明治十二、三年)關係資料

發第三拾號(備外書入、以下同じし手塚誌)

明治十二年七月三十日

執筆

委員		卿輔		起草委員 和田八之進
		否	可	
否 (草野)	可 (鶴田)			

賭博犯裁判速決法議案

方今ノ形勢一體ニ奸民兇徒累リニ蔓延シ罪犯法網ニ罹リ刑獄ニ就
ク者逐日陪増シ獄訟繁多ナルヨリ自然裁決ノ淹滯監倉ノ填塞ヲ來タ
シ未決ノ淹囚以外ノ慘毒ヲ受ケ病苦ヲ醸ス而已ナラス或ハ爲メニ獄
中ニ瘦死スル者往々有之ヲ認知セリ抑々治罪ノ處法ニ於ケルヤ最モ
人身自由ノ大經ニ關係アリテ頗ル慎重ヲ盡スヘキ者タルハ敢テ贅辦
ヲ俟タス然リ而シテ吾カ政府ニ於テ方ニ法律ノ改良ニ銳意シ玉フノ
際會豈之ヲ因循苟且ニ付スヘケン於是乎窃ニ以爲ラク今也罪犯増加
シ獄訟繁多ナルハ自然ノ時勢ニシテ之ヲ修治スル容易ナラスト雖目
下急務ノ要點トスルハ必ス先ツ現行犯ノ輕罪ニ於テ速決裁判ノ方法
ヲ創定シ以テ上件未決ノ淹囚ヲ減シ監倉ノ填塞ヲ除クノ一舉ニ在ン

乎然レトモ現行犯ノ輕罪ト云フトモ現今吾カ法律上ニ於テ贓罪或ハ
 鬪毆傷等ノ如キ贓證又ハ醫證ニ据ルノ類一般ニ速決法ヲ行フヲ得サ
 ルアリ因テ仍ホ願フニ先ツ以テ賭博犯ノ現行ニ於テハ素ヨリ犯狀簡
 易罪科單一ニシテ其同犯數名ニ係ルモ一日瞭然更ニ細審ヲ煩ハスニ
 及ハス特ニ該犯ニ於ケルヤ現行ノミ其罪ヲ問フヘキ者ニテ一ニ警察
 官ノ證書書ニ是レ据ルナレハ今後賭博犯ノ分ハ特別ニ裁判速決ノ方
 法速ニ御假定相成度然ラハ稍々獄訟ノ簡捷ヲ成シ法律改良ノ一端ト
 爲スニ足ン乎將亦警察官ニ於テ賭博犯ノ如キモ按檢證告ノ處分兎角
 因循ニ馴致シ其捕獲ヨリ檢事ニ送致スル一體ニ緩慢遲滯ニ及フノ通
 弊ナキヲ保シ難シ故ニ仍ホ一般證告法ヲ嚴確ニシ且ツ檢察處分ヲ便
 速ニシ該官犯人ヲ捕獲スルヨリ遅クトモ三日間ニ檢事ニ送致シ亦檢
 事ノ公訴及ヒ判事ノ裁判ニ於ケルモ各三日間ヲ過サル様御規定有之
 可然乎抑亦佛國治罪法ヲ閱スルハ何レモ二十四時間ト規定アルモ吾
 カ國ニ於テヤ未タ檢察ノ處法裁判ノ構成備悉セサルニ依リ漸ク以テ
 該賭博犯ノ如キヲ速決スルヲ得ヘキナレハ實施上ニ於テ先ツ三日ノ
 時間ヲ與フル適應ナラン乎因テ其布達案ヲ草スル左ノ如シ

布達案

判事

檢事

檢事不在 各縣

自今賭博犯ノ裁判ハ速決ヲ旨トシ警察官ノ證告檢事ノ公訴及ヒ判
 事ノ裁判ニ於ケル各三日間ヲ過サルヘシ因テハ仍ホ警察官ニ於テ按
 檢ヲ緊急ニシ證告ヲ便速ニシ以テ裁決ノ簡捷ヲ要スヘシ此旨相違候
 事

年月日

長官氏名

發第三十八號

明治十二年五月十四日

執筆 蠟崎

起草委員 兒島

委員	
否	可
池田	不明
通照	浦輝
磯部	喜田
龜田	丹羽
	山脇
	草野
	岡本
	中川
	箕作

左ニ上申案ヲ草シ候ニ付各位ノ高議ヲ乞フ

諸規則ヲ犯シ罰金科料ニ處セラレ無力納完スル能ハサル者ヲ

拘留ニ換ユルノ議ニ付上申案

從來酒類稅則證卷印稅規則煙草稅則等ノ諸罰則ヲ犯シ及ヒ府縣ノ
 條規ニ違ヒ裁判所ノ喚出ヲ受ケ遲不參スル者ヲ處スルニ罰金科料ノ

刑ヲ以テスト雖モ若シ本犯無力ニシテ納完スル能ハサレハ直チニ之ヲ放免シ更ラニ之レニ換ユルノ法アルナシ此ヲ以テ茲ノ刑タル無力ノ犯人ニ對シテハ毫モ懲戒ノ効ナク全ク徒法ニ屬セリ加之有力者ノ一方ニ對シ相當ノ効驗アリナカラ無力者ノ一方ニノミ毫モ効驗ナキハ抑處分偏頗ニ涉リ實際ノ懲害不少トス依テ速ニ左ノ如ク規則相被立可然哉規則案相添此段上申候也

規則案

第一條 罰金科料ハ裁判確定ノ日ナリ十日内ニ納完セシム若シ限

内納完セサル者ハ五拾錢ヲ一日ニ折算シ之ヲ拘留ニ換フ

但シ五拾錢以下ト雖モ仍ホ一日ニ計算ス

第二條 罰金科料ヲ拘留ニ換スルキ更ラニ檢事ノ求メラ要セス裁

判官直チニ之ヲ命令スヘシ

但シ該命令ニ對シ控訴及上告ヲ爲スヲ許ルサス

第三條 拘留一日ニ換ユル者ハ其命令ニヨリ執行シタル當日ノ時

刻ヲ論セス翌日正午十二時之レヲ放免ス二日以上幾百日ニ至ル

モ之ニ準スヘシ

但シ拘留中親屬及其他ノ者罰金科料ヲ代納スル時ハ其經過シ

タル日數ヲ金數ト扣除シテ拘留ヲ釋ル

以テ回議ニ付ス

方法ニ至テハ別ニ意見アリ

附箋(手塚註) 清浦 本案ノ精神ハ可其規則ハ否別案ヲ附ス

附箋(手塚註) 本案ニ付テハ多少意見アレトモ昨今本務甚繁忙ナルニ因リ

別ニ意見書ヲ付スルヲ得ス

附箋(手塚註) 罰金科料ハ贖罪收贖ト性質ヲ異ニスル者ニシテ其科タルヤ金圓

ヲ出スニ止リ實決スヘキ者ニ□サレハ身代限ニ止マルヘシ且ツ本律

上ニ於テモ篤疾者ノ收贖金ノ如キハ無力ナレハ効驗ナシ況ンヤ罰金

科料ヲヤ

附箋(手塚註) 前説ハ法理上ニ就テ云フ之ヲ事實ニ徴スレハ原案ヲ可トス但拘留

ニ換フルノ細目穩安ナラス土師判事ノ説ヲ優レリトス 再按(岡本

附箋(手塚註) 同説(兼作)

附箋(手塚註) 五拾錢ヲ一日ニ折算シ之ヲ拘留ニ換ユルトキハ多量ノ罰金科料ノ

刑ヲ受ケ納完スル能ハサル犯人ハ數年間ノ拘留ヲ受ケサルヘカラス

是レ法ノ嚴且刻ナルモノニアラスシテ何ソ請再考アリタシ

附箋(手塚註) 本案ノ大體ニ付テハ同意ナリ但シ第一條ノ拘留ハ豫メ其期限ヲ定

置サレハ刑法草案ニ觸ル、所アラシ第二條ノ但書ハ在テ不用ナルノ

不明 附箋(手塚註) 兒島判事起草本案ニ就テハ同意右ニ付猶意見有之候別紙ヲ

司法省修補課(明治十二、三年)關係資料

ミナラス反テ疑惑ノ種トナル何トナレハ一端規則ニ明文アレハ罰金ニ服シテ拘留ニ從ハサルノ理ナシ 山脇 (山脇)

(添附されている意見書―手塚註) 往昔物件負債返納期限延滞ヨリ官其延滞者ヲシテ強テ返却セシメ

ン爲メ一時之ヲ拘留セシコト官ニ我國ノミナラス各國擧テ此苛風ヲ存セリ而シテ當時大抵此法ヲ廢棄セシ者ハ蓋シ故アリ夫レ人ノ自由ヲ束縛スルヤ假令一日一瞬間ト雖モ價ヲ以テ論ス可カラサル所ロアルナリ不得止ハ單ニ身代限ヲ以テ其所及ラ盡サシムルノミ又人情ニ適スト云可シ然リ其利害得失如何ハ暫ラク置テ不問ナリ今ヤ罰金ト云エ通常負債ト云其依テ生スル所口異ナルト雖モ義務者ヨリ之ヲ見レハ官ニ要スルモ平人ニ要スルモ其要スルヤ一ナリ而シテ平人ニ要スルモノハ之ヲ償ハシムルニ身代限ヲ以セシムルニ不過シテ官ニ要スルモノハ其身ヲ拘留シ一日五拾錢ノ價ヲ以テ人生貴重ノ自由ヲ束縛スルハ官獨リ其權ヲ恃ミ私スル所アルニ似タリ依テ不肖之ヲ否トス (磯部)

(添附されている意見書―手塚註) 罰金科料ハ是レ刑ナリ民事ノ追還償金ト固ヨリ同視ス可カラス然トモ已ニ其言渡シヲ爲シタルニ於テハ官徵收ノ權利ヲ生シ犯人之レカ義務ヲ負フ猶ホ通常民事ノ債主負債主アルカ如シ是レ金錢ノ刑ハ亦自カラ他ノ刑ト其成リ立旨趣ヲ異ニスル所アレハナリ故ニ罰金科

料ノ言渡ヲ受ケ其命ニ循ハサルモノヲ拘留スルハ格別ナリト雖モ民事ノ性質ヲ帶フルモノ其無力ニシテ納完シ能ハサルモノヲ俟ニ拘留ノ拘留督促ノ謂ニアラス 留ノ刑ヲ以テスルハ甚タ酷ナラスヤ予ハ其身代限ノ法ノ穩當ニ不如此ト思考ス是此ノ本按ニ對シ否ト云フ所以ナリ 犬塚檢事 (犬塚)

(添附されている意見書―手塚註)

原案ノ精神ハ可ナリ規則ニ付テハ不備ノ條件アリ依テ左ノ如ク改補セントス

第一條 罰金及ヒ科料ハ裁判確定ノ日ヨリ一月内ニ納完セシム若シ限内納完セサル者ハ五十錢ヲ一日ニ折算シ之ヲ拘留ニ換フルコトヲ得但シ五十錢已下ト雖モ仍ホ一日ニ計算ス

原案十日内ニ納完セシムアレトモ稅則犯罪ノ罰金ハ頗ル巨額アルコトアリ然ルニ十日内トスルハ急且刻ニ過ク故ニ一月内トス

原案必ラス罰金ヲ拘留ニ換ル様ニ見ヘ不都合ナリ故ニ換フルコトヲ得ルトシテ其情狀ニ因リ酌量スルノ便利法ニセント欲ス 第二條 罰金及ヒ科料ヲ拘留ニ換フルニ付テハ別ニ裁判ヲ用ヒス檢事ノ請求ニ依リ裁判官其旨ヲ命ス

第三條 罰金及ヒ科料ヲ拘留ニ換フルト雖モ其期限六ヶ月ヲ超過スルヲ得ス

此制限法ヲ設ケサレハ巨額ノ罰金ヲ言渡サレタル者數年間拘留

ヲ受ケサル可ラス是レ甚過刻ナリ獨逸法典ニモ此制限アリト覺
フ

本犯又ハ親屬其他ノ者代テ罰金ヲ納完スルトキハ其輕過(まき)シタル日
數ヲ扣除シテ句留ヲ釋ス

原案ニ本犯ヨリ納完シタル時ノコトナシ故ニ之ヲ加フ

清浦檢事(前清浦)

發第四十五號

明治十二年六月二日

執筆 關

起草委員 中川

委員

可	<p>○<small>(まき)</small> 泉野</p> <p>○ 岡本</p> <p>○ 山脇</p> <p>○ 丹羽</p> <p>○ 喜多</p>
否	<p>○ 池田</p> <p>○ 大塚</p>

明治九年二月本省甲第一號布達第一條修正之議

太甚哉今日地方代言人ノ其業務上瞭察詐偽ノ辨(まき)ヲナシ或ハ他人貸

借取引等ノ詞訟ヲ買取り或ハ東阡南陌ニ奔走シ強々蠹々之民ヲ蠱惑
シ強テ之カ依頼狀ヲ出サシメ以テ己レカ營利ヲ圖ル者一ニシテ足ラ
サルナリ是カ爲メ竟ニ刑律ニ問ハサルヲ得サル者我仙臺裁判所ニテ
既ニ若干名アリ

司法省修補課 (明治十二、三年) 關係資料

往々有之豈可嘆可憎ノ至ナラスヤ聞ク歐洲諸邦代言師ノ人民ヨリ非
常ニ貴重セラル、所以ノ者ハ無他學識宏博品行方正故ニ人民自ラ權
義ヲ判スル能ハサルニ臨テ一度之ヲ代言人ニ圖リ其辨明ヲ得テ忽然
感服シ敢テ訟庭ヲ煩ハサ、ルニ至ルト本邦代言人ニ較スレハ天淵モ
管ナラス然ルニ前顯本邦代言人ノ惡弊ヲ矯正剷除セント欲セハ先ツ
之カ試験ノ方法ヲ換ヘサルヲ得ス素ヨリ正則ヲ踐ムトキハ人民ノ本
質應ニ於テナスヘキ者ニシテ則チ明治九年二月本省甲第一號布達第一
條ノ手續ニ頼ラサルヲ得スト雖トモ(まき、備わ)情考量スルニ夙夜匪懈法律ニ從
事スル各裁判所ノ法官スラ恒ニ法律ノ至難ニ苦シム矧ヤ今ノ地方官
タル者民刑ノ事ハ或ハ看テ以テ度外ノ事トナシ生乎措テ問ハサル者
ニ於テテヤ故ニ代言人試験ノ際方法ノ完備セス検査ノ實着ナラサル
固ヨリ怪シムニ足ラサルナリ爰ヲ以テ終ニ前顯ノ惡弊ヲ釀スニ至ル
今速ニ是弊ヲ釐剔セント欲セハ宜シク各裁判所ニ於テ検査ヲナサ、
ルヘカラサル也客歲二月本省甲第一號ヲ以テ代言人規則第十七條增補
相成タル布達ニ依レハ時宜ニ依リ司法省ニ於テ直ニ代言人ノ検査ヲ
ナスノ明文アリ想フニ其意既ニ茲ニ原シナラン仍テ明治九年本省甲
第一號布達代言人規則第一條左案ノ通り修正相成可然ト愚考ス此致
敢テ各位ノ高議ヲ仰ク

甲號

布達案

明治九年二月 司法省甲第一號布達代人規則第一條左ノ通改正候條
此旨布達候事

明治十二年 司法卿

代人規則

第一條

凡ソ代人タラントスル者ハ先ツ專ラ代言ヲ行ハント欲スル裁判所ヲ示シタル願書ヲ記シ所管地方官ニ出シ該廳ノ添書ヲ乞ヒ其裁判所ノ檢査ヲ受クヘシ裁判所之ヲ檢査スルノ後チ能否ヲ記シ地方官ニ付ス地方官狀ヲ具シテ司法省ニ出ス然ル後其許スヘキ者ハ司法卿之レニ免許狀ヲ下付ス

（添附されている意見書―手塚註）

法律ニ従事スル裁判官ヲシテ詞訟代人ヲ檢査セシムルハ條理ニ於テ當サニ然ルヘキ所ニシテ實際ニ於テモ亦情理ヲ得ヘシ因テ本議ヲ可トス **岡本**

（添附されている意見書―手塚註）

甲第一號ノ第一條ヲ改正スル旨意ハ可ナリト雖起草委員ノ患フル如キ弊害ハ迎モ規則ヲ以テ制スルコト能ハス追々大學校ヲ卒業シタル法學士ヨリ代人トナル者アリ法學士タルノ身分ヲ重シシ而法律ヲ貴フニ至ラサレハ決シテナクナルコトナシ **山脇**

（添附されている意見書―手塚註）

本案論スル所ヲ審ニスルニ今日代人ノ弊害ハ特ニ其品行如何ニ在ルカ如シ而シテ其弊害ヲ矯正スルノ方法ハ地方官ノ檢査ヲ裁判官ノ檢査ニ換フルニ過キス是レ其弊害ヲ矯正スル所以ニ非ス何者代人ノ品行ヲ檢査スルハ裁判官果シテ地方官ニ優ルトセン乎裁判官ヲシテ之ヲ檢査セシメサルヘカラスト雖モ其各職トスル處ニ就テ之ヲ考フルニ裁判官ハ訟ヲ聽キ獄ヲ斷スル者也地方官ハ政ヲ行ヒ民ヲ管スル者也民ノ品行如何ヲ檢査スルハ地方官ニ便易ニシテ裁判官ニ便易ナラサル明カナリ是レ蓋シ代人規則ノ檢査ヲ以テ地方官ニ委スル所以ナル歟然トモ法律學力ノ檢査ニ至テハ裁判官ノ地方官ニ優ルハ萬々ナリ本案特ニ此故ヲ以テ裁判官ヲシテ代人ヲ檢査セシムルシト云ハ、固ヨリ同意スル所ナリ **丹羽龍之助**

（添附されている意見書―手塚註）

代人ノ惡弊アルハ固ヨリ法學檢査ノ疎漏ニ生スルニ非ス蓋シ彼カ品行ノ不良ナルト一般人民ノ開明ニ至ラサルニ原由セリト言ハサルヲ得ス故ニ矯正ノ方法ハ他ナシ唯地方官ヲシテ其檢査ノ際一層茲ニ注意セシムルニ止マルノミ判官カ自ラ代人ヲ檢査スルハ道理ニ於テ穩當ヲ失フモノトス **池田**

（添附されている意見書―手塚註）

發第四十五號議案ニ付テノ意見
本按其裁判所ノ檢査ヲ受クルノ法ハ敢テ不可ナキカ如シト雖トモ

其弊害タル原ト法學ノ淺劣ニ出ルニ非スシテ而シテ彼カ品行方正ナ

ラサルニ之レ由ル故ニ裁判所ニ於テ唯其學力ノ如何ヲ査スルモ其弊害ヲ矯正シ能ハサル可シ抑モ我カ今日ノ代言人タルモノ學力ノ如何ハ暫ク關キ各自獨立不羈不束ニシテ各々其爲サント欲スル所ヲ擅ニシ絶テ管束スルモノナク適マ之レアルモ是レ皆貪利ノ會場ニシテ絶テ忠實誠悃ノ意ナク慢ニ清流ノ職業ニ藉口シテ以テ利ヲ謀ルノ堵トナスモノナリ何ヲ以テ其品行方正ヲ望マン乎矣何ヲ以テ其心志ヲ奨勵セン乎矣故ニ假令地方官ヲシテ當初其品行ノ如何ニ注意セシムルモ亦能ク此弊害ヲ豫防シ得可カラス予竊ニ以爲ク先ツ代言人議會ヲ起シ其撰擧ノ方法ヲ設ケ其紀律ヲ嚴ニシ此議會ニ繇ルニ非スハ擅ニ代言人トナルコトヲ得サランメ而シテ其學識宏博品行方正能ク忠實事ヲ取ルモノハ特ニ法官ニ擧クルノ途ヲ開キ以テ其心志ノ^(まほ)奨勵シ各々自カラ其榮譽ヲ貴重スルノ域ニ導クニ非スハ到底此弊害ヲ剷除スルコト能ハサル可シト

(大塚)

發第四十六號

明治十二年六月三日

執筆

起草委員 土師

委員

可 (磯部)

鮎田

岡本

島野

否

(清浦)

山脇

無力者ノ罰金科料ヲ禁獄ニ換フル義ニ付左按ヲ草シ各委員ノ高議ヲ乞フ

太政官へ上申案

諸罰則ヲ犯シ罰金科料ニ處セラレ納完スルコト能ハサル者ハ身代限ヲ以取立ツル成規ノ處人民未タ民權ヲ重セサルヨリ覩トシテ身代限ノ汚辱ナルヲ知ラサル者鮮カラス啻ニ懲戒ノ主意貫徹セザルノミナラス會他ニ負債アル者ハ其爲メ故サラニ道訴ヲモ作興シ徒ラニ法衙ノ手數ヲ稠和セリ加之貸借ノ詞訟ニ係リ法衙ヨリ召喚スルニ義務者ノ無届遅不參スル尤モ多キニ居リ則チ明治十年第五號公布ニ照シ拾圓以下ノ罰金ニ處セサルヲ得ス而シテ該罰金ヲ納完スルコト能ハサレハ身代限ヲ以テ取立ツル如キハ義務者ノ心ニ於テ罰金ノ爲メ身代限ヲ爲スモ借金ノ爲メ身代限ヲ爲スモ乃チ一ナリ敢テ身ニ痛痒ナキコトトシ故サラ遅不參スル黠漢無キニアラス是則法律ノ人情ニ適

セサル處ナリ依テ左ノ通條例ヲ設ケラレ度布告案相添此段及上申候也

アリト雖モ曩ニ兒島判事ノ起草ニ付キ業既ニ之ヲ論究セシヲ以テ今復茲ニ贅セス
清浦檢事

凡ノ罰金科料ハ宣告ノ日ヨリ一月内ニ納完セシム若シ無力ニシテ限内納完スルコト能ハザル者ハ左ノ例ニ照シ納完セサル金數ヲ計ヘ禁獄ニ換フヘシ此旨布告候事

罰金科料壹圓以下 禁獄一日以上五日以下

同壹圓以上拾圓以下 同五日以上十日以下

同拾圓以上五十圓以下 同四十日以上六十日以下

同五十圓以上百圓以下 同二ヶ月以上四ヶ月以下

同百圓以上三百圓以下 同四ヶ月以上八ヶ月以下

同三百圓以上五百圓以下 同八ヶ月以上一年以下

同五百圓以上千圓以下 同一年以上二年以下

同千圓以上 同一年以上

其禁獄限内追テ罰金科料ヲ納完シ及ヒ親屬等代テ納完スル時ハ經過シタル日數ヲ扣除シテ禁獄ヲ免ス

凡罰金科料ヲ實決ノ刑ニ併科シタル時納完セサル者ハ刑期滿限ノ後例ニ照シテ禁獄ス

（添附されている意見書「手塚註」）
原案ノ主義ハ可ナリ其方法規則ハ不可ナリ該件ニ付テハ多少意見

（添附されている意見書「手塚註」）
罰金科料ヲ禁獄ニ換ニルハ法律上ヨリ論スレハ允當ナラサルカ如シト雖モ實際ニ就テ之ヲ考レハ大ニ情理ニ適スル者アリ又讒謗律及ヒ新聞條例等ノ罰則ニ禁獄罰金ヲ併科シ若クハ偏科スルコトアリテ罰則ニ禁獄ノ例ナキニシモアラサレハ無力者ノ罰金ヲ禁獄ニ換ユルハ法理ニ戾ルモノニモアラス是原案ニ同意スル所以ナリ
（岡本）

（添附されている意見書「手塚註」）
本案無力者ノ罰金科料ヲ禁獄ニ換フルトアルハ敢テ眞ノ無力者ヲ責ムルニ此ノ法ヲ以テセント欲スルニ非ス或ハ無力ヲ口實トシ官ヲ弄シテ其刑ヲ免レントスルノ黠漢ヲ矯正セント欲スルニ在ルノミ何トナレハ本案ノ禁獄ヲ加ルヤ罰金幾價ヲ以テ禁獄幾日ニ換フルトセサレハナリ此ノ故ニ一圓ノ罰金ニ換フルニ或ハ禁獄五日ヲ以テシ或ハ四十日ヲ以テスルコトアリ必ヤ判官ノ明智活斷時ニ臨シテ事實ヲ暢瞭シ苟モ人民ヲシテ刑ノ何者タルヲ知ラシメント欲スルナリ本案ノ眼目刑律ノ大本ヲ得タリ然ト雖モ本案ハ一般加刑ノ法則ヲ擧ルノミ或ハ眞ノ無力者ニシテ其犯罪ハ一時ノ過失ニ出テ額内ノ最モ輕ルキ禁獄ヲ以テ罰金ニ換フルモ尙ヲ無情ニ似タルノ場合ヲ酌量輕減スルノ條ナシ一點ノ缺ト云フ可シ依テ左ノ但シ書ヲ加エテ如何

但シ裁判官ノ見込ニ依リ額外ニ酌量輕減スルハ格別ナリ

(總部)

(添附されている意見書―手塚註)

規則中其罰ヲ罰金ニ止ムルアリ或ハ禁獄ヲ併科シ又ハ之ノミヲ科スルアリ是ニ由テ見ルニ立則者ノ旨意ハ甲ノ場合ニ於ケル犯則ヲ違式註違ノ性質ヲ帶フルモノトシ後テ又之ニ科スルニ罰金ヲ以テスルモ敢テ禁獄ノ如キ劇シク天賦ノ自由ヲ害スル方法ヲ用キサルナリ乙ノ場合ニ於ケル犯則ハ刑法草案ニ所謂輕罪ノ性質ヲ有スルモノトシ禁獄ヲ以テ罰スルナリ此ノ如ク區別シタルハ頗ル其當ヲ得タルト云可シ故ニ一概ニ罰金ハ禁獄ニ換フヘキモノトハナシ難ク能ク甲乙兩場合ノ性質ヲ判定シ甲ノ場合ナレハ罰金ヲ以テ拘留ニ換ヘ得ルモ決シテ禁獄ニ換フルコトヲ得ス乙ノ場合ナレハ固ヨリ罰金ヲ禁獄ニ換ヘ得ルハ論ヲ俟タス

(山脇)

(添附されている意見書―手塚註)

罰金ヲ禁獄ニ換フル方法ハ日本刑法草案ニ權衡シ規則ヲ設ケザル可カラスト雖モ其主意ノ如キハ本案ヲ可トス 草野判事 (草野)

(附屬文書―手塚註)

無力者ノ罰金科料ヲ禁獄ニ換フルノ義太政官へ上申致候ニ付文案寫過日御廻置候處右布告案第一項別紙ノ通り改正及追申候條此段御通牒候也

明治十二年十一月十一日

司法省修補課(明治十二、三年)關係資料

刑法課長殿

修補課長

罰金科料ハ宣告ノ日ヨリ一月内ニ納完セシム若シ無力ニシテ限内納完スルコト能ハサル者ハ壹圓ヲ一日ニ折算シ禁獄ニ換フヘシ但壹圓ニ滿サル者ト雖モ一日ニ計算ス

(附屬文書―手塚註)

無力者ノ罰金科料ヲ禁獄ニ換フルノ義別紙ノ通太政官へ上申相成候條此段及御通知候也

明治十二年十一月五日

修補課長

刑法課長殿

無力者ノ罰金科料ヲ禁獄ニ換フルノ義ニ付上申案

諸罰則ヲ犯シ罰金科料ニ處セラレ納完スルコト能ハサル者ハ身代限ヲ以テ取立ツル成規ノ處人民未タ民權ヲ重セサルヨリ視トシテ身代限ノ汚辱ナルヲ知ラサル者鮮カラス帝ニ懲戒ノ主意貫徹セザルミナラス會他ニ負債アル者ハ其爲メ故サラニ追訴ヲモ作興シ徒ラニ法衙ノ手數ヲ煩セリ加之賃借ノ詞訟ニ係リ法衙ヨリ召喚スルニ義務者ノ無届遅不參スル尤モ多キニ居リ則チ明治十年第五號公布ニ照シ拾圓以下ノ罰金ニ處セサルヲ得ス而シテ該罰金ヲ納完スルコト能ハサレハ身代限ヲ以テ取立ツル如キハ義務者ノ心ニ於テ罰金ノ爲メ身代限ヲ爲スモ借金ノ爲メ身代限ヲ爲スモ乃チ一ナリ敢テ身ニ痛痒ナキ

コトトシ故サラ遅不參スル點漢無キニアラス是則法律ノ人情ニ適セサル處ナリ依テ左ノ通御制定相成度布告案相添比段及上申候也

御布告案

諸罰則ヲ犯シ罰金科料ニ處セラル、者處分方左ノ通相定候條此旨布告候事

罰金科料ハ宣告ノ日ヨリ一月内ニ納完セシム若シ無力ニシテ限内納完スルコト能ハサル者ハ壹圓ヲ一日ニ折算シ禁獄ニ換フヘシ
壹圓ニ滿サル者 一日
但 一日以下 雖モ壹圓ニ計算ス

其禁獄限内追テ罰金科料ヲ納完シ及ヒ親屬等代テ納完スル時ハ經過シタル日數ヲ扣除シテ禁獄ヲ免ス

凡罰金科料ヲ實決ノ刑ニ併料シタル時納完セサル者ハ刑期滿限ノ後例ニ照シテ禁獄ス

(附錄ノ手塚註) 但以下ノ文字錯誤アリ原案ハ如何御改正ヲ請フ (鶴田)

(手塚註) 本上申書に對する太政官指令を缺く。しかし、この布告案は、一部修正の上、十三年三月三十一日太政官布告第十一號として實施された。

發第五十三號

明治十二年八月二日

執筆 大谷巖夫

委員		卿輔	
		可	否
可	否	起草委員 鎌田景弼	
喜多	山脇		
	草野		
	池田		

新律綱領御頒布以前賭博竊盜等ノ罪ニテ受ケン刑ハ犯數ニ算入セサルヲ穩當トスルノ意見書

凡ソ賭博盜罪等其犯數ニ因リ加等ノ刑アルモノ新律綱領御頒布以前ノ犯罪ニシテ登時舊藩々ニ於テ處分ヲ爲シタルモノモ加等罪ニ係ルモノハ之ヲ犯數ニ算入スルノ慣例ナリ然ルニ舊藩々ニ於テ申渡書ノ内ニハ眞盜準盜ノ區別判然ナラス一概ニ盜名ヲ下スアリ此ノ如キモノハ裁判官ニ於テ事實ニ就キ其犯數ニ算入スヘキモノナルヤ否ヲ審明スルハ當然ナリト雖モ發藩後已ニ數年ヲ經過セシコトナレハ當時ノ書類モ多クハ殘缺ニ屬シ審査ニ苦シムモノアリ若シ眞盜準盜ノ區別明瞭ナラス其實準盜ナリシニ申渡書ニ盜字アルヲ以テ犯數ニ計ヘラル、コトアラハ罪人ノ不幸ト謂フヘシ故ニ自今賭博竊盜等犯數ニ因リ加等ノ刑ヲ受クヘキ新律綱領御頒布以前ノ犯罪ニシテ處刑セ

ラレシモノハ再犯加等罪例ニ依リ處分スルニ及ハサルトノ新例ヲ開カ
ル、トキハ審理上ノ礙滯及ヒ罪人不幸ニ陥ルノ患モ無之事ト思考
候條此段御達按ヲ附シ仰高議候也

大 審 院
各 裁 判 所

檢 事

檢 事 在 ラ サ ル 各 縣

賭博竊盜等再犯等罪例及ヒ條例ニ依リ論スヘキ犯罪ト雖モ新律
綱領頒布以前ニ處分ヲ受シ者ハ此限ニアラサル義ト可心得此旨
相達候事

(添附されている意見書「手塚註」)

刑法ノ原則ニ曰ク法律アツテ始メテ犯罪アリト蓋我國ノ刑法ニ於
ケルモ亦此原則ヲ有スルヤ必セリト雖實際及テ之ヲ顧ミス新律綱領
頒布後ニ在テ頒布前ノ犯罪ヲ再犯ニ算入スル慣例ニ至リタルハ頗ル
過中ノ大ナルモノトス然シ又一方ヨリ見ルトキハ再犯加等ノ原則ア
ル上ハ其前犯以來既二十年内外ヲ經過スレハ更ニ之ヲ問ハサルノ減
輕方ハ實際之ナキヲ得ス故ニ今新ニ法ヲ設ケテ其過ヲ改メサルモ舊
藩時代ノ犯罪ヲ全ク再犯ニ算入スルニ及ハサルノ期ハ蓋近ニアルヘ
シ (山脇)

(附屬文書「手塚註」)
新律綱領頒布以前ノ刑ハ犯數ニ算入セサルノ義ニ付別紙ノ通太政
官へ上申相成候間此段及御通知候也

明治十二年十二月五日

修 補 課 長

刑 法 課 長 殿

第五千二百九十五號

新律綱領頒布以前ノ刑ハ犯數ニ算入セサルノ義ニ付上申

再犯加等罪例ニ該ル犯者ヲ舊府藩縣ニ於テ處分シタルモノ、前科
ヲ審査スルニ當時ノ書類整頓十分ナラス且數年ヲ經過セシニ依リ多
クハ殘缺ニ屬シ徒ラニ審査ニ苦シム而已ナラス縱令證憑ト爲スヘキ
書類モ竊盜ノ眞准判然ナラサルヲ以テ一ニ犯者ノ供狀ニ依ラサルヲ
得ス然ルトキハ之レヲ供出スル者ハ加等ノ刑ヲ受ケ否ラサル者ハ之
レヲ免カレ終ニ審理上ノ礙滯ヲ來タシ罪人ノ儻倖ヲ得ルノ類往々之
レアリ故ニ新律綱領頒布以前ニ處分ヲ受シ者ノ再犯ニ係ルハ犯數
ニ算入セスト御制定相成候ハ、犯者ハ各同一ノ刑ヲ受ケ審理上ニハ
決放ヲ速ニスルノ便ヲ得ヘシ依テ御布告案相添此段上申候也

明治十二年十二月四日

司 法 卿 大 木 喬 任

太 政 大 臣 三 條 實 美 殿

御 布 告 案

再犯加等罪例及同條例ニ依リ論スヘキ犯者ニシテ新律綱領頒降以前ニ處分ヲ受シモノハ犯數ニ算セス此旨布告候事

新律綱領頒布以前ノ刑ハ犯數ニ算入セサルノ義ニ付上申

指令

上申ノ趣難聞届候事

明治十三年二月三日

發第六十二號

委員		執筆 起草委員 土師 經典
否	可	
養子戸主トナリシ後離別セラル、際其相續人ニ關スル條件ニ付左案ヲ草シ各位ノ高議ヲ乞フ		

養子戸主トナリシ後離別セラル、際其相續人ニ關スル條件ニ付左案ヲ草シ各位ノ高議ヲ乞フ

太政官へ上申案

抑本邦ノ相續法タルヤ刑律ニ立嫡違法條アリ並ニ明治六年第二十八號同第二百六十三號公布ヲ以テ華土族家督相續ノ條規ヲ成定セラ

レタリ尤古來ヨリ苟モ其順序ヲ越テ相續セサルノ慣行モ有之從テ其財產ノ如キモ債負債ヲ問ハス其家督セシモノ、一手ニ歸スルヲ以テ自然養子戸主トナルノ後離別セラル、トキハ其戸主中ノ負債ハ伊レカ跡相續ヲナスヘキ者ニ當然擔當セシムヘキナリ茲ニ於テカ其離別セラル、者或ハ私憤ヲ懷キ他ト相謀リ曾テ戸主タリシトキ巨多ノ負債ヲナセシ如キ證券ヲ作爲シ他ノ者ノ跡相續人ニ保リ其負債ヲ督促シ遂ニ舊養家ノ家産ヲ傾ケシム而シテ陰ニ其利ヲ分タント試ムル者ナキニアラス此ノ如キ所爲發覺スルニ於テハ固ヨリ其罪ヲ問フヘキハ言ヲ俟タスト雖モ如何セン之カ成定ノ方法ナキニヨリ其證憑ヲ得ルニ由ナク遂ニ其奸策ヲ結了セシムルニ至レリ其弊タルヤ則チ離別ノ養子ヲシテ曾テ戸主タリシトキノ實印ヲ携帶セシムルト其離別ノトキニ方リ債負債ノ調書ヲ作ラシメサルトノ二ツニ職由セリ最追テ一般ノ財產相續法ハ創定セラルヘシト雖トモ眼前其弊害少ナカラサルヲ以テ先ツ其弊ヲ矯ムルノ一法ヲ設ケ速ニ施行候様イタシテ度布告案相添此段及上申候也

布告按

養子戸主トナリシ後若シ離別セラル、トキハ自今養家ノ親屬立會ノ上現在ノ財產及ヒ債負債ヲ明瞭ニ區別シ之ヲ調書ニ記シ立會人ト共ニ署名押印シ之ニ從來ノ實印ヲ添ヘ跡相續スヘキ者へ引渡スヘク此旨布告候事

發第八十號

明治十二年十二月十五日

執筆 秋月 圓

卿輔

可

起草委員 橋 口 兼 三

委員

可

- (松田)
- (磯部)
- (草野)
- (池田)
- (眞作)
- (堤)
- (喜多)
- (関)
- (丹羽)
- (加納)

否

自首律ヲ廢スルノ議案

犯罪自首律ノ原意ヲ考ルニ一旦罪惡アルモ頓ニ善良ニ遷ルモノハ之ヲ矜憫シ待ツニ全免減等ノ法ヲ設ケラル是レ勸善ノ德化頑梗ニ逮フ所以ナリ故ニ其人眞ニ悔心アツテ謝罪スル者ニアラサレハ決シテ宥恕ヲ加フ可シ然ルニ現今猶民陸續犯罪ヲ自首ス官之ヲ受ケ其事由ヲ審問シ該犯罪シテ爲シ得可ク爲シ得可カラサルノ情理ヲ考量シ反覆之ヲ審究スルニ於テハ情偽ヲ掩ヒ不實ノ自首ヲ遂ケ犯罪ヲ憐免シ及民事ノ原告ニ損害ヲ負セントノ姦謀必ス發露セサルナシ是ニ於テ自首者反ソテ告上不實ノ處分ヲ受ケ又ハ纒カニ減等ヲ與ヘ本罪ヲ科セラル、ノ類比々有之其弊害多端擧テ言フ可ラス今其一例ヲ揚ル

司法省修補課(明治十二、三年)關係資料

ニ甲乙丙共謀シ甲ハ乙丙所有スル類似ノ印ヲ捺シタル連帶借用證書ヲ作り丁ヨリ金圓ヲ借受ルニ當日乙丙事故アリト詐リ來ラス甲代理トシテ金圓ヲ請取り窃カニ乙丙ト其金ヲ分配費用シ然シテ返済期限至レハ甲既ニ身代ヲ空虛ニシ自首スルニ私文書詐爲スルノ犯狀ヲ以テシ假令全免ヲ得サルモ僅カニ刑セラレ後民事ノ訴アレハ甲ノミ身代限ヲ爲シ乙丙ハ該負債ヲ知ララスト主張シ償還義務ヲ免レ債主丁ニ損害ヲ負ハスル等ノ類モ不尠故ニ自首法ノ如キハ即令却テ還善ノ意ニ背キ姦詐ノ術ヲ遂ケシムル階梯ト謂サル可カラス依之今般斷然自首律ノ全免減等ノ明文ヲ削除セラレ更ニ其情狀ヲ推究シ裁判官ノ酌量輕減ニ附シ苟クモ姦詐ニ出ルモノアレハ必ス其本罪ヲ科セラレ猶民等法ヲ欺カサル様相成度依之本省御上申案相添及建議候也

太政官ヘ御上申案

犯罪自首律ノ要旨タル一旦罪ヲ犯スモ頓ニ其不良ヲ悔ヒ善ニ遷ルモノ之レヲ矜憫シ法其罪ヲ全免減等ス故ニ其人眞ニ悔悟シ法ニ歸スルノ實心アルニアラサレハ決シテ宥恕ヲ加フ可ラス然ルニ近來狡猾ノ徒律ニ明條アルヲ知り事犯ヲ贓罪外ニ爲シ陽ニ悔悟自首ト稱シ其憐免ヲ得陰ニ人ヲ詐欺シ財ヲ掠取スル者アリ尤モ檢察官ニ於テ自首者ノ詐術タルヲ思料スル時ハ事證ヲ得テ公訴シ其姦情ヲ破ルアリト雖モ要スルニ是等ノ犯罪ハ原ト法ヲ欺クノ點ヨリ釀成スルヲ以テ輕ク其惡弊ヲ防制スル能ハス此ニ由テ之ヲ觀ルニ律條ノ全免減等ハ徒

ラニ姦詐ヲ長スルノ具トナリ目下ノ勢情ニ適當致サス候付テハ今般
自首律中全免減等ノ項ヲ删除セラレ毎事犯其情狀ニ就キ裁判官ニ於
テ酌量減等シ以テ自首ノ實體ヲ得セシムル様致度此段上申候也

参照

犯罪自首律

第五十九號 凡罪ヲ犯シ人ノ官ニ陳告セント欲スルコトヲ知テ自
首スル者ハ本罪ニ一等ヲ減スル律ヲ改メ減二等ニ從ヒ官ノ捕獲セ
ント欲スルコトヲ聞テ自首スル者ハ本罪ニ一等ヲ減ス

第六十條 凡罪ヲ犯シ事已ニ告發ヲ經ルト雖モ本犯未タ知ラス及
ヒ官罪犯ノ名ヲ知ラスシテ自首スル者ハ仍ホ未發自首ト同ク並ニ
罪ヲ免ス

（手塚註） 掲げてゐる條文は改定律例のそれである。

（添附されてゐる意見書「手塚註」）

勸善防惡ハ政教ノ基本ニシテ刑律ヲ設クルノ意亦此ニ外カナラス
故ニ一旦罪惡ヲ犯スモ悔悟シテ善良ニ歸スルトキハ待ツニ全免若ク
ハ減等ノ宥恕ヲ以テス是刑律中犯罪自首條ノアル所以ナリ然ラハ則
チ自首律ハ犯罪者ヲ誘導シテ自ら善良ニ復歸セシムルノ方便ニ成立
チタル寛厚仁慈ノ美法ナリトス畢竟起案者ノ言ノ如キモノアルハ律
例ノ弊ニ由ルニ非スシテ律例ヲ執ルモノニ於テ糺斷審究ノカラ足ラ
サルニ職トシ是之ニ由ルト云ハサル可ラス何トナレハ言フ所ノ如キ

モノハ悔悟自首ニ非ルコト明白ニシテ告上不實ノ形跡アル犯罪人ナ
レハ檢察官ハ其犯罪ノ證據ヲ具シテ相當ノ求刑ヲ爲ス亦何ノ難キコ
トカ之有ラン若夫如斯犯罪者ハ詭偽百端輒スク證據ヲ得テ求刑スル
能ハスト云ハ、凡百ノ奸人ハ悉ク法網ヲ免レントス豈ニ管ニ言フ所
ノ者ノミナランヤ之ヲ糺治シ之ヲ鞫問スルモ更ニ其形迹ニ於テ其犯
罪ノ實證ヲ擧ク可カラサルトキハ其人ハ即チ無罪人ニシテ要スルニ
檢察官一個ノ思想上ノ嫌疑ヲ蒙リタルニ屬スルノミ寧ンソ法例ノ弊
奸人罪ヲ免ルヘント云フノ理アランヤ蓋シ刑法ハ他ノ思想ノ形迹上
ニ見ハレタル罪惡ヲ罰スルヲ得ヘキモノニシテ未タ端倪スヘカラサ
ル思想上ノ如何ニ及ホスヘキモノニ非ス社會ハ他ノ所業ノ暴惡ナル
ヲ懲ラスヘクシテ未タ發露セサル心思ヲ責メ得ヘキモノニ非ス今ヤ
起案者ノ說ノ如キハ翻テ思想上ニ及フモ害ナシト云ニ同シクシテ其
弊ノ底止スル所獨リ宥恕ノ爲メニ一二德免者ノアルカ如キノミナラ
ス適々以テ世ノ億兆ノ良民ヲシテ生ヲ聊ンセサルノ大弊害ヲ招クニ
至ラシメントス抑亦思ハサルノ甚シキノミ依テ本員ニ於テハ起案者
ニ同意セス

明治十二年十二月

判事 兒島惟謙

同論

（兒島）
（箕作）
（幕多）

(添附されている意見書―手塚註)

自首ニ首免ヲ與フルハ原ト其罪人善ニ移ルノ良心ヲ誘導スルノ主旨ニ出テシ美法ナルカ如シト雖モ之レニ其全免ヲ與フルハ社會上良民ヲ保護スルノ點ニ對シ其權衡却テ其平ヲ失スルモノ、如シ如何トナレハ社會上既ニ一旦其罪ヲ犯シタル者カ假令何様真心悔悟以テ之レヲ首出スルアリト雖モ其犯罪決テ消滅スルノ理アルヘキナク從テ其社會上ノ安寧ヲ妨クルノ廉ニ於テ之レカ其償ヲナスヘキノ道別ニアルヘキナケレハナリ故ニ自首ニ其全免ヲ與フルノ法ハ之レヲ廢セラレ其悔悟ノ良心ヲ誘導スルノ主旨ヲ存スル爲メ未發自首ニ付テ更ニ其本罪ノ範圍内ヲ出テサル事ニシテ其相當ノ減等法ヲ設ケテラレ度事ハ本員固ヨリ冀望スル處ナレトモ原案ハ全ク自首律ヲ刪除セラレ度トノ旨趣ナルニヨリ同意ヲナス能ハス (関)

(添附されている意見書―手塚註)

罪ヲ犯シテ自首スル者ニ首免ヲ與フルハ其法律ノ原意善美ナリト雖トモ未發自首ニ全免ヲ與フルハ實際之レガ爲メ法律ノ徒法ニ屬スルガ如キ弊アルヲ免カレズ此弊ヲ防クニ適當ナル迄自首律ヲ改正シ尙ホ自首者ニ與フルニ宥恕輕減ヲ以テスルノ良法ヲ明ラカニ存置セラル、ハ可ナリ本案ノ如ク全ク自首律中全免減等ノ項ヲ刪除シ之ニ代ルニ酌量減等法ヲ以テスルハ然ルベカラズト思考ス (坑)

(添附されている意見書―手塚註)

自首免罪ハ罪犯ラシテ罪ヲ悔ヒ過ヲ改メ惡ヲ去リ善ニ遷ラシムル

司法省修補課(明治十二、三年)關係資料

ノ良法タリ異ナル哉起草者ノ此良法ヲ廢セント欲スルヤ是レ悔改遷善ノ道ヲ塞カントスル乎必ス然ラサルナリ其意獨リ狡猾ノ徒ノ陽ニ悔悟ノ狀ヲ示シ陰ニ苟免ノ計ヲナシ良法ヲ借リテ姦策ヲ遂クルノ惡弊ヲ防カントスルニ在ルノミ然リト雖モ其自首ノ真心悔悟ニ出ルト幸免ノ姦策ニ出ルトヲ辨別スルハ固ヨリ檢察官ノ耳目有リテ容易ニ欺キ得ヘキノ理ナク又原案中掲クル所ノ一例ノ如キ甲ナル者ノ罪ハ既ニ財ヲ得ル以上啻ニ詐爲私文書ノミニ止ラス一ノ重キ賊盜詐欺取財條ヲ以テ論スヘキモノニシテ自首スルモ罪輕シ可カラサレハ本罪二等減ノ外決シテ減免ヲ得ス故ニ乙内ニ利ヲ分タンカ爲メ甲一人ニテ刑ヲ受ルノ愚策ヲ甘ンスルノ理ナシ然則如何ナル猾民アリト雖モ檢察官ノ耳目不明ナルカ裁判官ノ擬律錯誤スルカニ非スンバ幸免シテ姦策ヲ遂クルノ恐ナキナリ然ルニ原案ノ如ク自首律ヲ廢シテ裁判官ノ酌量輕減ニ任ストキハ眞心悔悟ノ者免罪ヲ得サルノミナラス裁判官ノ思想ニヨリ輕減ダモ得可カラサルコトナキヲ保テ難シ因テ原案ヲ否トス (丹羽)

(添附されている意見書―手塚註)

論主其當ヲ得タリト雖モ刑法修正案第八十五條ヨリ第八十八條ニ至リ自首減輕ノ原則ヲ擧ク此法ノ御施行不日ニ在ラン依テ方今ノ處敢テ改正ヲ要セスト思考ス (磯部) (池田)

（添附されている意見書―手塚註）
 吾カ現律自首減免ノ精神ハ眞心悔悟ノ一點ニ基キタルモノニシテ
 其制今日ニ在テハ素ヨリ宜キヲ得タルモノニ非ス然ルニ凡ソ犯者於
 テ自ラ首出スルトキハ社會ニ對シ治罪上ノ勞費ヲ省キ頗ル便益ヲ興
 フルモノナレハ全ク之ヲ廢スルハ亦不可ナリ是レ新刑法草案第九十
 六條及次條ニ於テ輕減法ノ制設アル所以ニシテ該律ノ頒布將ニ近キ
 ニアラントスルトキハ今不完全ナル現律ニ就キ姑息ノ改正ヲ要セン
 ヨリ寧ロ新律ノ頒降ヲ待ツニ若カスト思考セリ依テ本案ヲ否トス

同議
 加納
 草野
 松田

發第八拾七號

明治十三年一月廿九日
 執筆 田中玄文

委員		卿輔	
		可	否
否	可	起草委員 橋口兼三	
山脇	喜多		

演說條例御創定ノ議ニ付意見書

近來各地方ニ於テ往々演說會ノ催アリ大阪ニ於テハ其會ニ成法及

ヒ政府ノ處置官吏ヲ誹謗スルコトアリ新聞紙條例ニハ右等ノコトヲ
 刷出スレハ自ツカラ罰條アレトモ言詞ヲ以テスル者ノ罰條ナン世上
 ニ公布スルニ文書ヲ以テスルト言詞ヲ以テスルト輕重アリト雖モ國
 ノ安寧ヲ害スルニ至リテハ一ナリ故ニ新聞紙條例第十二條第十三條
 第十四條及ヒ政府ノ處置官吏ヲ誹謗スル等ノコトヲ公衆ノ集會ニ演
 說スル者ノ罰條御創定相成候テハ如何可有之哉御參考ノ爲メ意見具
 申仕候也

新聞紙條例

第十二條

一 櫻リニ教法ヲ記入シ政法ノ妨害ヲ生セシムルヲ禁ス

第十三條

一 衆心ヲ動亂シ淫風ヲ誘導スルヲ禁ス

第十四條

一 無根ノ言ニ託シテ人罪ヲ誣ルコトヲ禁ス

（添附されている意見書―手塚註）
 明治八年議謗律（其當ヲ得タルヤ否ハ茲ニ論セス）ヲ制定シタル
 頃ニハ未タ演說會ノ流行モナク公ニ言語ヲ以テ人ヲ誹謗スル罰則ヲ
 設クルヲ必要ナリトセサリシナラン即チ如律外ノ場合ニシテ相對シ
 テ他人ヲ罵リタル者ハ罵詈ノ刑ニ處シ不實ノ犯罪ヲ告發シタル者ハ

發第八十九號

明治十二年十一月一日

執筆 小菅榮脩

委員		卿輔	
		否	可
否	可 <small>(草野)</small>	起草委員 橋口兼三	

身代限財產隱匿ノ者ヲ豫防スヘキ意見書

負債者身代限辨償ノ際財產隱匿スルニ因リ債主之レカ吟味願ヲ爲ス陸續而シテ負債者ノ所爲ヲ觀ルニ豫メ二三ノ男女ヲ分家シ己レハ裏家等ノ矮屋ニ籍ヲ轉シ置キ其財產登簿ノ時機ニ至レハ雜品僅二三點ヲ備置キ其餘ノ財產ハ前ニ分家シタル子女ヘ窃カニ運搬シテ所有ヲ異ニス其實不正ノ身代限タルモ其刑隱匿ト云ヒ難ク犯罪者ト推考スルモ到底想像ニ歸シ其弊害勝テ言フヘカラス故ニ今般其弊害ヲ救ハン爲メ之ヲ警察官ニ議シ當府人民爾來分家願出ル者アレハ必ス郡區長ヨリ所部ノ警察署ヘ照會シ同署ニ於テ其分家ハ故造ニ出ルヤ否ヲ探知ノ上願意許否ノ手續行政警察上ニテ豫防ノ取扱ニ及フ筈ナリ就テハ此方法一般御施行相成候ハ、大ニ人民ノ幸福ニ有之ヘク右ハ豫防ニ關シ檢事ノ干預スル所ニアラスト雖トモ時弊御矯正ニ付御參

設ケサルヲ可トス (山脇)
(添附されてゐる草野手書註)
 公然ノ演説又ハ演劇等ヲ以テ人ヲ讒毀シタル者讒謗律ニ明文ナキニヨリ昨年中當省ヨリ法制局ニ照會セラレタル處其後聞ク所ニ據レハ已ニ議案ヲ元老院ニ付セラレタリト因テ更ニ上申ニ及ハスト思考セリ (草野)

考ノ一端ニ可相成哉ト見込候願クハ之ヲ内務省へ御協議相成一般御施行有之度此段意見具申候也

(添附されている意見書―手塚註)

本案ノ如キハ身代限ニ付テノ弊害ヲ防カントシテ良民ノ家事ニ警察官ノ干渉スル大害ヲ醸成シ人民ノ自由ヲ制束スルノ患アリト思考ス依テ不同意 (箕作) (嶋田)

(添附されている意見書―手塚註)

本案ノ起頭ニ云フカ如キ身代限ノ弊害ヲ防クニハ別ニ債主ノ求メアル時負債者ノ財産ヲ差押ユル等適當ノ方法ヲ立ツルハ冀望スル處ナレトモ本案ノ如キ分家ノ許否ニ警察官ノ干渉スルハ否ナリ到底竊作委員ノ不同意説ニ同意ナリ (堤) (児島)

同論

(関)

(喜多)

(添附されている意見書―手塚註)

身代限ノ際分家ノ者へ己レノ財産ヲ預ケ他人ノ財産ノ如ク見セシムル弊ハ決シテ分家ノ原由ヲ探求シテ以テ矯シ得ヘキモノニアラス蓋シ分家セシムル者ハ通常我子ニ財産ヲ分與シ獨立セシムル旨意ニシテ敢テ立案者ノ想像論ノ如ク概ネ他日身代限ヲナス用ニ供セン旨意ニアラス抑モ此弊ヤ商人ニシテ未タ商業簿冊ヲ持ツヘキ法律上ノ義務ヲ有セサルト身代限ノ規則ナキトニ因由スト思考ス依テ本案ニ同意セス (山脇)